

9 アスベスト対策の強化と取組への財政支援について

(環境省・厚生労働省・国土交通省・文部科学省)

先般、アスベスト関連製品を製造していた事業場の従業員や周辺住民等多くの方々が、中皮種等アスベストが原因とみられる疾患により亡くなったことが明らかとなっています。

現在、大気汚染防止法で一定規模以上のアスベストが吹き付けられた建物を解体又は改修する場合について、大気中へのアスベストの飛散を防止するための作業基準等が定められていますが、吹き付けられたアスベストを含む建築物の老朽化が進む中で、今後、市営住宅の建替え事業等をはじめとして解体及び改修工事の件数が著しく増加すると考えられます。

また、現行の建築基準法令においては、アスベスト建材に対する使用規制の規定はなく、アスベスト含有建築物に対する除去等の改善対策が進みにくい状況にあります。

更に、国からアスベスト含有家庭用品に関する調査結果が公表され、一般廃棄物として排出される当該家庭用品を処理する際の留意事項が示されましたが、より適正な処理方法や処理システムのあり方について今後更に検討するとされています。

つきましては、市民の安心・安全を守るため、関係法令の改正等によりアスベスト対策を強化するとともに、本市における取組の推進を図るための財政措置を要望します。

また、アスベスト問題に係る的確な情報提供とともに、関係省庁との連携及び情報の開示を要望します。

要望事項

- 1 大気汚染防止法の改正等による大気中へのアスベストの飛散防止対策の強化
- 2 建築基準法令の改正等によるアスベスト建材の使用規制
- 3 大気中アスベスト濃度の測定に対する財政措置支援
- 4 アスベストを含む建築物の解体・改修に係る労働安全衛生法等を所管する関係省庁との連携，情報の開示
- 5 アスベストによる健康被害の早急な実態把握と情報提供及び専門的な支援体制の構築
- 6 アスベスト関連製品を製造していた事業所の従業員，その家族及び周辺住民が継続的に利用できる健康診査体制の確立及び財政支援
- 7 自治体及び民間が実施する建築物におけるアスベストの使用状況の調査及びその改善措置並びに啓発等への支援
- 8 アスベスト含有廃棄物の拡大生産者責任も踏まえた適正な処理システムの確立

主な要望先：環境省（環境管理局大気環境課） 厚生労働省（労働基準局化学物質対策課）
国土交通省（総合政策局国土環境・調整課，総合政策局建設業課，住宅局建築指導課，
住宅局総合整備課） 文部科学省（大臣官房文教施設企画部施設助成課）

京都市の担当課：環境局 地球環境政策部 環境指導課長 北山富次 TEL075-213-0928
保健福祉局 保健衛生推進室 健康増進課長 西田哲郎 TEL075-222-3419
都市計画局 建築指導部 指導課長 本田徹 TEL075-222-3620
都市計画局 住宅室 住宅政策課長 芝田幸次 TEL075-222-3666
教育委員会事務局 総務部 総務課長 中永健史 TEL075-222-3768

<京都市の取組・現状>

- 大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業の届出に対し，全件立入調査による監視指導
- 市内2ヶ所で大気環境中のアスベスト濃度を測定
- 市民からの相談対応
「健康相談窓口」及び「住宅相談窓口」の開設
- 市営住宅における対策
全市営住宅（88団地）を対象にアスベスト含有吹付け材の使用確認等実施
- 学校施設・社会教育施設等における対策
平成8年度以前竣工の学校施設（286校園4分校）を対象にアスベスト使用実態調査を実施
閉鎖校，図書館，生涯学習施設等についても使用実態調査を実施
- 民間建築物における対策
国土交通省からの調査依頼を踏まえ，建築物の所有者等による自主点検及び必要な改善を促すため，当該建築物の吹付けアスベストの状況等の調査を実施し，必要に応じて改修等の指導